

【改定日：令和８年１１月２日】

変更箇所	変更後	変更前	変更理由
２．サービス内容等	本サービスにおけるサービス内容、サービス利用時間、取引の限度額等は、次の通りとします。 （１）～（２） 省略 （３）代表口座および利用口座の届出 （４）～（７） 省略	本サービスにおけるサービス内容、サービス利用時間、取引の限度額等は、次の通りとします。 （１）～（２） 省略 （３）代表口座及び利用口座の届出 （４）～（７） 省略	・軽微な修正をしました。
３．取引時確認	（１）取引時確認の方法 ①契約者本人の確認は、下記ア～カの情報または情報の組み合わせにより行います。なお、下記ア～カを「パスワード等」と言います。 ア、「ログインＩＤ」 イ、「ログインパスワード」 ウ、「確認用パスワード」 エ、「可変式パスワード」（「ワンタイムパスワード」、「メール通知パスワード」等） オ、生体認証ログイン機能で使用する「生体情報」（個人の顔、指紋等の身体の一部の特徴で、当金庫所定のものに限りま カ、契約者の利用環境を総合的に分析し、通常時と異なる環境で本サービスを利用されていると判断された場合に入力 ②送信された取引時確認情報と予め契約者が当金庫宛に届出した取引時確認情報が一致した場合、当金庫は契約者からの依頼と認め、取引の依頼を受付します。なお、取引時確認で使用するＩＤ、パスワード類は、契約者の申込状況や取引内容により異なります。 ③上記①オの「生体認証ログイン機能」を利用する場合には「ワンタイムパスワード」の利用を必須とします。契約者は当金庫所定の方法で「ログインＩＤ」、「ログインパスワード」によるログインからの変更および「生体認証ログイン機能」の利用解除をすることができます。なお、本サービスで利用する契約者の生体情報を当金庫では取得・保存しません。 （２）暗証番号の登録・変更 本サービスは、当金庫所定の取引時確認後に利用できるものとします。 ①「ログインＩＤ」および「追加認証情報」は、本サービスの初回利用時に端末機にて登録してください。 ②利用申込書にて届け出た仮の「ログインパスワード」および「確認用パスワード」は、本サービス初回利用時に変更してください。 （３）取引時確認手続 ①契約者が端末機により取引を依頼する場合は、当金庫所定の通信先に接続し、パスワード等を契約者の端末機から入力するものとします。	（１）取引時確認の方法 ①契約者本人の確認は、「ログインＩＤ」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」により行います。なお、「確認用パスワード」に加え、「可変式パスワード」（「ワンタイムパスワード」、「メール通知パスワード」等）を利用している場合は、「可変式パスワード」を入力し、送信するものとします。 また、契約者の利用環境を総合的に分析し、通常時と異なる環境で本サービスを利用されていると判断された場合は、「追加認証情報」の入力を求める場合があります。 ②送信された取引時確認情報と予め契約者が当金庫宛に届出した取引時確認情報が一致した場合、当金庫は契約者からの依頼と認め、取引の依頼を受付します。なお、取引時確認で使用するＩＤ、パスワード類は、契約者のワンタイムパスワード等セキュリティの申込状況や取引内容により異なります。 （２）暗証番号の登録・変更 本サービスは、当金庫所定の取引時確認後に利用できるものとします。 ①「ログインＩＤ」及び「追加認証情報」は、本サービスの初回利用時に端末機にて登録してください。 ②利用申込書にて届け出た仮の「ログインパスワード」および「確認用パスワード」は、本サービス初回利用時に変更してください。 （３）取引時確認手続 ①契約者が端末機により取引を依頼する場合は、当金庫所定の通信先に接続し、「ログインＩＤ」、「ログインパスワード」および「確認用パスワード」（前	・契約者本人の確認方法で用いられるパスワード等について表記を変更しました。 ・生体認証ログイン機能追加に伴い「パスワード等」に「生体情報」を追加しました。 ・表現に関する軽微な修正を行いました。 ・生体認証ログイン機能に関する規定をしました。 ・軽微な修正をしました。 ・各種パスワードに関する表記を「パスワード等」で集約しました。

	②契約者が入力したパスワード等と本サービスに登録されている最新のパスワード等（生体情報については端末機に登録された情報）が一致したときは、当金庫は次の事項が確認できたものとして取扱います。 ・契約者本人の有効な意思による申し込みであること ・当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること ③契約者が登録と異なるパスワード等を当金庫所定の回数以上連続して入力したときは、当金庫は本サービスの取扱いを中止いたします。なお、本サービスの取扱いが中止となったことにより契約者に損害・不利益が生じたとしても当金庫は責任を負いません。 ④契約者が携帯電話を利用する場合、当金庫は契約者が登録する「ログインID」に代えて携帯電話の識別番号を使用します。 （４）パスワード等の管理 ①パスワード等は、契約者自身の責任において厳重に管理することとし、第三者には開示しないでください。パスワード等は、契約者が本サービス利用時に端末機で入力するためだけのものであり、当金庫職員が契約者にお尋ねすることはありません。 ②契約者は、パスワード等が第三者に漏洩するような方法で書類または電子ファイル等に残さないでください。 ③当金庫所定の正規サービス以外のウェブサイト、アプリケーションその他の媒体に、パスワード等やその他認証情報を入力しないでください。 ④契約者がパスワード等を所定の回数以上連続して入力相違したことにより取扱いが中止となった場合、またはパスワード等を失念した場合は、速やかに契約者から当金庫所定の部署あてに届け出てください。 ⑤当金庫は、パスワード等の内容の問い合わせに対して回答はいたしません。 （５）パスワード等の随時変更 ①パスワード等のセキュリティ確保のため、契約者は契約者自身の責任において、当金庫所定の方法によりパスワード等を随時変更することとします。パスワード等が当金庫所定の期間変更されなかった場合には、端末機にその旨表示されることがあります。 ②パスワード等につき、偽造、変造、盗用、または不正使用、第三者による使用または不正アクセス、その他の恐れがある場合は、直ちに当金庫に連絡するとともに速やかに端末機でパスワード等の変更手続を行ってください。この変更を行わなかったことに起因して契約者および第三者に損害・不利益が生じたとしても、当金庫の故意または過失による場合を除き、当金庫は責任を負いません。	記（１）①の「<u>可変式パスワード</u>」及び「<u>追加認証情報</u>」を含むものとします。以下「パスワード等」といいます。）を契約者の端末機から入力するものとします。 ②契約者が入力したパスワード等と本サービスに登録されている最新の<u>パスワード等</u>が一致したときは、当金庫は次の事項が確認できたものとして取扱います。 ・契約者本人の有効な意思による申し込みであること ・当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること ③契約者が登録と異なるパスワード等を当金庫所定の回数以上連続して入力したときは、当金庫は本サービスの取扱いを中止いたします。なお、本サービスの取扱いが中止となったことにより契約者に損害・不利益が生じたとしても当金庫は責任を負いません。 ④契約者が携帯電話を利用する場合、当金庫は契約者が登録する「ログインID」に代えて携帯電話の識別番号を使用します。 （４）パスワード等の管理 ①パスワード等は、契約者自身の責任において厳重に管理することとし、第三者には開示しないでください。パスワード等は、契約者が本サービス利用時に端末機で入力するためだけのものであり、当金庫職員が契約者にお尋ねすることはありません。 ②契約者は、パスワード等が第三者に漏洩するような方法で書類または電子ファイル等に残さないでください。 <u>③</u>契約者がパスワード等を所定の回数以上連続して入力相違したことにより取扱いが中止となった場合、またはパスワード等を失念した場合は、速やかに契約者から当金庫所定の部署あてに届け出てください。 <u>④</u>当金庫は、パスワード等の内容の問い合わせに対して回答はいたしません。 （５）パスワード等の随時変更 ①パスワード等のセキュリティ確保のため、契約者は契約者自身の責任において、当金庫所定の方法によりパスワード等を随時変更することとします。パスワード等が当金庫所定の期間変更されなかった場合には、端末機にその旨表示されることがあります。 ②パスワード等につき、偽造、変造、盗用、または不正使用その他の恐れがある場合は、速やかに端末機でパスワード等の変更手続を行ってください。この変更を行わなかったことに起因して契約者に損害・不利益が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。	・生体情報に関する文言を追加しました。 ・パスワード等を所定のサイトやアプリケーション等に入力することを避けていた だきたく記載事項を追加しました。 ・上記③の追加に伴い項番を④⑤に変更しました。 ・第三者による使用や不正アクセスに関する規定を修正しました。
9. 定期預金サービス	（１）解約サービス ①～④ 省略 ⑤自動継続定期預金の解約は、契約者が指定する定期預金について、下記	（１）解約サービス ①～④ 省略 ⑤自動継続定期預金の解約は、契約者が指定する定期預金について、下記	

	（２）の解約予約による方法のほかに、当該定期預金の自動継続停止の依頼手続を満期日の前営業日までに当該定期預金の取引店にて行っていただいたうえで、本サービスにより解約を依頼することもできます。 ⑥ 省略 （２）解約予約の受付 ①～② 省略	（４）の解約予約による方法のほかに、当該定期預金の自動継続停止の依頼手続を満期日の前営業日までに当該定期預金の取引店にて行っていただいたうえで、本サービスにより解約を依頼することもできます。 ⑥ 省略 （２）解約予約の受付 ①～② 省略	・項番に誤りがあったため修正しました。
15. 免責事項等	（１）通信手段の障害等 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害により取扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等障害により取扱いが中断したと判断される場合は、障害回復後に取引状況等を当金庫の取引店等に照会してください。 （２）～（７） 省略	（１）通信手段の障害等 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等障害により取扱いが中断したと判断される場合は、障害回復後に取引状況等を当金庫の取引店等に照会してください。 （２）～（７） 省略	・軽微な修正をしました。
16. パスワード等の盗用等による不正な振込等	（１）～（２） 省略 （３）補てんの基準および当金庫への通知 （４） 省略 （５）補てんの制限 前記（３）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補てんしません。 ①当該不正な振込等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、且つ、次のいずれかに該当すること。 ・契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人によって行われたこと。 ・当金庫所定の正規サービス以外のウェブサイト、アプリケーションその他の媒体に、パスワード等やその他認証情報を入力したこと。 ・契約者が、被害状況についての当金庫あるいは捜査当局に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。 （６）～（８） 省略	（１）～（２） 省略 （３）補てんの基準及び当金庫への通知 （４） 省略 （５）補てんの制限 前記（３）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補てんしません。 ①当該不正な振込等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、且つ、次のいずれかに該当すること。 ・契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人によって行われたこと。 ・契約者が、被害状況についての当金庫あるいは捜査当局に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。 （６）～（８） 省略	・軽微な修正をしました。 ・補てんの制限について文言を追加しました。
25. サービスの休止	25. サービスの休止および廃止 当金庫は、事前に契約者に通知することなく本サービスの全部または一部について休止または廃止することができるものとします。そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。	25. サービスの休止 当金庫は、事前に契約者に通知することなく本サービスを休止することができるものとします。そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。	・サービスの廃止について追記しました。 ・軽微な修正をしました。